

郡山市児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第50号

郡山市児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則の一部を改正する規則

郡山市児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則（昭和41年郡山市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の負担金徴収額は0円とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2第1項の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第15項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯で次に掲げる児（者）を有する世帯</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>別表第1（第3条関係） （略）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の負担金徴収額は0円とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2第1項の規定により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条に規定する特定旧法受給者を除く。）のいる世帯で次に掲げる児（者）を有する世帯</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>4～6（略）</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の郡山市児童福祉施設入所等に要する費用徴収規則別表第1の規定は、令和7年10月以後の月分の負担金徴収額について適用し、同年9月分までの月分の負担金徴収額については、なお従前の例による。